

別表第1 木造住宅耐震化促進事業（第4条関係）

補助内容	耐震診断		改修設計		耐震改修
対象建物	共同住宅及び長屋		戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋
補助対象経費	所有者等が行う木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費		所有者等が行う木造住宅耐震改修設計に要する経費		所有者等が行う木造住宅耐震改修工事に要する経費
	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第1項第三号後段に定める費用 ・補助上限なし（㎡限度額あり）		240千円/戸	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第1項第三号後段に定める費用 ・補助上限なし（㎡限度額あり）	S56.5.31以前に建築されたもの1,500千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの				
	昭和56年5月31日以前に建築されたもの				
	建築基準法第9条第1項の規程に基づく命令を受けていないもの				
	次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）によって行われるものに限る。 (1) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (2) 指針第1に示すもの (3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (4) その他(1)から(3)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価制度を有すると認められるもの		当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。		次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 (2) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが1.0以上となるもの (3) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが0.7以上となるもの（(2)の基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） (4) 指針第2に示す耐震改修を行ない2階建の1階部分のIwが1.0以上となるもの（(2)の基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） (5) (1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの
補助率（本補助金の額を算出するために補助対象経費又は補助対象経費に乗ずる率をいう。次表以降において同じ。）	3分の2		3分の2		3分の2
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる				
所有者負担	3分の1		3分の1		3分の1

(注) 木造戸建住宅及び木造併用住宅（昭和56年5月31日以前に建築されたもの）の耐震診断については、本補助事業とは別の村事業として無料診断を行う。

(注) 鳥取住まいの支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

(注) 住宅の耐震改修と合せて実施する擁壁（住宅に付属し、不特定の者が通行する道に面するものに限る。）の耐震対策については、限度額の範囲内で含めることができる。

(注) 補助対象経費の限度額における「国要綱附属第Ⅲ編に定める費用」は、別表6（国要綱附属第Ⅲ編 抜粋（別表第1、別表第2、別表第4関係））を参照。

別表第2 非木造住宅耐震化促進事業（第4条関係）

補助内容	耐震診断		改修設計		耐震改修
対象建物	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋
補助対象経費	所有者等が行う非木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費		所有者等が行う非木造住宅耐震改修設計に要する経費		所有者等が行う非木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額				
	136千円/戸 (第二次診断法以上の診断法に限る)	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第1項第三号後段に定める費用 ・補助上限なし (㎡限度額あり)	240千円/戸	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第1項第三号後段に定める費用 ・補助上限なし (㎡限度額あり)	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第4項第二号に定める費用
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの				
	昭和56年5月31日以前に建築されたもの				
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの				
	次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）によって行われるものに限る (1) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (2) 指針第1に示すもの (3) 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第2次診断法若しくは第3次診断法によるもの (4) その他(1)から(3)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない場合がある場合は、この限りではない。	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 (2) 指針第2に示す耐震改修を行ないIsが0.6以上かつqが1.0以上となるもの (3) (1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの		
	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る				
補助率	3分の2		3分の2		23%
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる				
所有者負担	3分の1		3分の1		77%

(注) 住宅の耐震改修と併せて実施する擁壁（住宅に付属し、不特定の者が通行する道に面するものに限る。）の耐震対策については、限度額の範囲内で含めることができる。

(注) 補助対象経費の限度額における「国要綱附属第Ⅲ編に定める費用」は、別表6（国要綱附属第Ⅲ編 抜粋（別表第1、別表第2、別表第4関係））を参照。

別表第3 その他の住宅耐震化促進事業（第4条関係）

補助内容	建替、除却			
補助対象経費	所有者等が行う住宅の建替工事又は除却工事に要する経費			
	限度額			
	木造住宅の建替の場合 1,500千円/戸		木造住宅以外の建替の場合 4,347千円/戸	
	除却の場合 3,643千円/戸			
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの			
	昭和56年5月31日以前に建築されたもの			
	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの			
補助率	(建替) 3分の2 (除却) 23%		(建替) 23% (除却) 23%	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる			
所有者負担	(建替) 3分の1 (除却) 77%		(建替) 77% (除却) 77%	

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合には、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

別表第4 建築物耐震化促進事業（第4条関係）

補助内容 対象建物	耐震診断				改修設計				耐震改修、建替、除却			
	緊急輸送道路沿道等建築物	避難路沿道等建築物	避難所等	左記以外の建築物	緊急輸送道路沿道等建築物	避難路沿道等建築物	避難所等	左記以外の建築物	緊急輸送道路沿道等建築物	避難路沿道等建築物	避難所等	左記以外の建築物
補助対象 経費	所有者等が行う建築物耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費				所有者等が行う建築物耐震改修設計に要する経費				所有者等が行う建築物耐震改修工事、建替工事又は除却工事に要する経費（避難所等については除却工事を除く）			
	限度額											
	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第2項第三号後段に定める費用				国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第2項第三号後段に定める費用				国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第5項第二号に定める費用			
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの											
	昭和56年5月31日以前に建築されたもの											
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの											
	次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）により行われるものに限る (1) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (2) 指針第1に示すもの (3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (4) 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第2次診断法若しくは第3次診断法によるもの (5) その他(1)から(4)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの				当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。				耐震改修又は建替については次のいずれかに該当するもの (1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの (2) 指針第2に示すもの (3) その他(1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの			
					建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る							
補助率	3分の2				3分の2				1/3	23%	1/3	23%
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる											
所有者負担	3分の1				3分の1				2/3	77%	2/3	77%

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

(注) 補助対象経費の限度額における「国要綱附属第Ⅲ編に定める費用」は、別表6（国要綱附属第Ⅲ編 抜粋（別表第1、別表第2、別表第4関係））を参照。

別表第5 国要綱附属第Ⅲ編 抜粋（別表第1、別表第2、別表第4関係）

表記箇所	別表第1、別表第2、別表第4
限度額	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第1項第三号後段に定める費用
抜粋	<p>ただし、一戸建て住宅以外の住宅について設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。</p> <p>イ 面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡以内</p> <p>ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内</p> <p>ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内</p>

表記箇所	別表第2
限度額	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第4項第二号に定める費用
抜粋	<p>ニ 住宅(マンションは除く。)の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業</p> <p>イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用(耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。)の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>ロ 一戸建て住宅(第6項及び第7項によるもの、並びに密集市街地又は「糸魚川市大規模火災を踏まえた『木造建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域』の指定要領等について(通知)(平成29年7月31日付消防消第193号)に基づき、各消防本部が指定した地域(以下、「消防活動が困難な区域」という。)内の延焼の危険性が高い住宅で耐震改修工事及び防火改修工事を行うものは除く。)については、基礎額は、411,000円/戸を限度とし、次号の規定は適用しない。</p> <p>ハ 住宅(マンションは除く。)の耐震改修工事費及び防火改修工事費の合計は、33,500円/㎡を限度とする。ただし、特に倒壊の危険性が高い建物のうち平成23年3月31日までに耐震改修工事に着手したものと及び密集市街地又は消防活動が困難な区域内の延焼の危険性が高い住宅で耐震改修工事及び防火改修工事を行うものにあつては、50,250円/㎡を限度とする。(第6項及び第7項において同じ。)</p> <p>ニ 擁壁の耐震改修工事費は、見付面積に対し、49,400円/㎡を限度とする。(第4項第三号及び第5項から第8項までにおいて同じ。)</p> <p>ホ 一戸建て住宅については、イ中「耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額」とあるのは「耐震改修工事費が100万円未満の場合は200,000円/戸、100万円以上200万円未満の場合は300,000円/戸、200万円以上300万円未満の場合は500,000円/戸、300万円以上の場合は700,000円/戸」と読み替えて適用することができるものとし(物件ごとに適用する場合を除く)、この場合において、ロ及びハの規定は適用しない。(第7項において同じ。)</p>

表記箇所	別表第4
限度額	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第5項第二号に定める費用
抜粋	<p>ニ 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。</p> <p>(1) 建築物の耐震改修工事(天井の耐震改修工事費を除く。)については、51,200円/㎡を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/㎡を限度とする。</p>

別表第6 ブロック塀耐震対策事業（第4条関係）

補助内容	除 却		改 修	
対象 ブロック塀	避難路沿道ブロック塀	不特定多数の者が通行する道に面したブロック塀	避難路沿道ブロック塀	不特定多数の者が通行する道に面したブロック塀
補助対象経費	所有者等が行うブロック塀の除却工事に要する経費又はブロック塀の長さに補助単価を乗じた額のいずれか低い額		ブロック塀の除却工事後に所有者等が行う軽量なフェンス・生垣等での復旧に要する経費又はブロック塀の長さに補助単価を乗じた額のいずれか低い額	
	補助単価			
	18千円/m		25千円/m	
	限度額			
	450千円/件		225千円/件	
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの			
	<p>(避難路沿道ブロック塀) 次の条件をすべて満たすブロック塀</p> <p>(1) 村の地域防災計画又は耐震改修促進計画に記載された避難路沿いブロック塀</p> <p>(2) 高さが0.6mを超えるもの</p> <p>(3) 不特定の者が通行する道路に面したもの</p> <p>(4) 別表第7又は別表第8の点検表より安全対策が必要と判断された危険性の高いもの</p> <p>(不特定の者が通行する道に面したブロック塀) 上記(2)～(4)の条件を満たすブロック塀</p>		<p>(避難路沿道ブロック塀) 次の条件をすべて満たすブロック塀</p> <p>(1) 村の地域防災計画又は耐震改修促進計画に記載された避難路沿いブロック塀</p> <p>(2) 高さが0.6mを超えるもの</p> <p>(3) 不特定の者が通行する道路に面したもの</p> <p>(4) 別表第7又は別表第8の点検表より安全対策が必要と判断された危険性の高いもの</p> <p>(5) (3)及び(4)の部分の全てのブロック塀について除却を行うものとする</p> <p>(不特定の者が通行する道に面したブロック塀) 上記(2)～(5)の条件を満たすブロック塀</p>	
補助率	3分の2		3分の1	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる			
所有者負担	3分の1		3分の2	

別表第7（第5条関係）

補強コンクリートブロック造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2mを越える塀で15cm以上	はい	いいえ
	高さ2m以下の塀で10cm以上	はい	いいえ
3 鉄筋	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている。	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っている。	はい	いいえ
4 控壁（高さが1.2mを越える塀の場合）	3.4m以内ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出してある。	はい	いいえ
5 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れない。	はい	いいえ
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない。	はい	いいえ
8 その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上でない。	はい	いいえ
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です。		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
	避難路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを越えるもの	はい	いいえ

備考 鉄筋が入っていない場合は、別表第8を使用する。

別表第8（第5条関係）

組積造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上ある。	はい	いいえ
3 控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある。	はい	いいえ
4 基礎	根入れ深さが20cm以上ある。	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れない。	はい	いいえ
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない。	はい	いいえ
7 その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上でない。	はい	いいえ
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です。		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
	避難路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを越えるもの	はい	いいえ

別表第9 木造住宅耐震化総合支援事業（第4条関係）

補助内容	耐震設計	耐震改修
対象建物	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋
補助対象経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修設計に要する経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額	
	240千円/戸	1,250千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの	
	昭和56年5月31日以前に建築されたもの	
	建築基準法第9条第1項の規程に基づく命令を受けていないもの	
	当該設計により改修工事を行うもの	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 (2) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが1.0以上となるもの (3) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが0.7以上となるもの（(2)の基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） (4) 指針第2に示す耐震改修を行ない2階建の1階部分のIwが1.0以上となるもの（(2)の基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） (5) (1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの
	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る	
補助率	2分の1	5分の4
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる	
所有者負担	2分の1	5分の1

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。

別表第10 非木造住宅耐震化総合支援事業（第4条関係）

補助内容	耐震設計	耐震改修
対象建物	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋	戸建住宅、併用住宅、共同住宅及び長屋
補助対象経費	所有者等が行う非木造住宅耐震改修設計に要する経費	所有者等が行う木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額	
	240千円/戸	1,250千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの	
	昭和56年5月31日以前に建築されたもの	
	建築基準法第9条第1項の規程に基づく命令を受けていないもの	
	当該設計により改修工事を行うもの	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 (2) 指針第2に示す耐震改修を行ないIsが0.6以上かつqが1.0以上となるもの (3) (1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの
	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る	
補助率	2分の1	5分の4
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げる	
所有者負担	2分の1	5分の1

(注) とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。